

# 工事請負契約書

1. 工事の目的 工事番号 第 2310-0-41 号  
会津大学松長公舎（A・B棟）給水・給湯管更新  
（2期）工事
2. 工事の場所 会津若松市一箕町松長1丁目 地内
3. 工 期 着工 年 月 日  
完成 2023年12月20日
4. 工事請負代金の額 金 \_\_\_\_\_ 円也  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額  
金 \_\_\_\_\_ 円也
5. 契約保証金 金 \_\_\_\_\_ 円也

上記の工事について、発注者 公立大学法人会津大学 と、受注者 \_\_\_\_\_ は、  
会津大学工事請負契約約款（以下「約款」という。）の各条項及び別に発注者が指示する設  
計図書に基づいて、請負契約を締結する。

上記契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

年 月 日

(発注者)

福島県会津若松市一箕町大字鶴賀字上居合90番地  
公立大学法人会津大学  
理事長 宮崎 敏明

印

(受注者)

印

#### 特約条項

- 第1 約款第38条第1項ただし書きの表中、請負代金額2,000万円以上の場合、発注者と受注者が協議して定める回数は3回（中間前払をする場合は2回）とする。
- 第2 約款第35条第1項中「10分の4」とあるのは「10分の4.5」と、同条第3項中「1,000万円以上で、かつ、工期が100日以上」とあるのは「300万円以上」と、同条第6項中「10分の4」とあるのは「10分の4.5」と、「10分の6」とあるのは「10分の6.5」と、同条第7項及び同条第8項中「10分の5」とあるのは「10分の5.5」と、「10分の6」とあるのは「10分の6.5」と読み替えて、この規定を準用する。
- 第3 受注者は、受注者の申請に基づき発注者が認める場合、発注者、福島県又は市町村が発注し受注者が受注している他の工事（以下「他の工事」という。）の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合において、約款第10条中第2項中「工事現場」は、この工事の工事現場と当該他の工事の現場を通じて一の工事現場とみなすものとする。なお、受注者の申請及び発注者の承認は文書により行い、発注者は承認の際に必要な条件を付すことができる。
- 第5 約款第37条に次のただし書きを加える。  
ただし、2016年4月1日から2024年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、2024年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。